第16回藤沢市石綿関連疾患対策委員会会議録

2021年(令和3年)8月

総務部 行政総務課

開催日:2021年(令和3年)8月4日(水)

時 間:午後6時32分から午後7時52分まで

場所:ウェブ会議にて実施。なお、事務局及び担当課等は、藤沢市役所本庁舎

5階 5-1会議室にて実施。

出席者:村山委員長、永倉副委員長、名取委員、鈴木委員、塩見委員、清水委員、

久保委員、津村委員、赤堀委員

(オブザーバー) 菅野部会員、尾形部会員

【事務局】林総務部長、山本行政総務課主幹、増田行政総務課課長補佐、 中野行政総務課主査

【担当課】三ツ橋子ども青少年部長、古郡子ども青少年部参事、

岩井保育課主幹、住吉保育課課長補佐、福岡保育課上級主査

中田保育課職員

欠席者:湊委員

傍聴者: 0名

事務局

それでは、これより第16回藤沢市石綿関連疾患対策委員会を始 (中野主) めさせていただきます。

杳)

改めまして、事務局を務めます、藤沢市総務部行政総務課の中野と 申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の出席状況等について、ご報告いたします。 本日の出席委員は9名で、欠席委員が1名でございます。

湊委員につきましては、ご欠席又は遅れてのご参加となろうかと 存じます。

いずれにいたしましても、本日の会議が成立していることをご報 告いたします。

なお、傍聴者は現時点でいらっしゃいません。

また、前回に続いてにはなりますが、本日の会議に、調査・認定部 会の部会員である、弁護士の菅野部会員とアスベストセンターの

尾形部会員にオブザーバーとしてご参加いただいております。よ ろしくお願いいたします。 続きまして、本日の資料の確認でございますが、事前にみなさまに メールにてお送りさせていただいたとおり、会議次第というワー ドデータ、続いて委員名簿というエクセルのデータ、資料1及び資 料2として「検診実施状況・対象者把握状況・見舞金支給状況」と いうエクセルデータ、次に資料3として「パンフレット(0802修正 _最終案)」というワードデータ、次に資料4として「補償給付要領 (0802 修正_最終案)」というワードデータ、最後に資料5として 「補償・給付要領(0802 修正_概要版)」というエクセルデータ、 以上が本日の会議資料でございます。 なお、会議中は事務局にて画面上に、資料を表示いたしますので、 併せてお願いいたします。 本日の会議は委員のみなさまの改選後、初めての会議となります。 委嘱状は事前に郵送させていただいておりますが、初めてお顔合 わせされる方もいらっしゃいますので、大変恐れ入りますが、委員 名簿の記載順に各委員から一言ずつ頂戴できればと存じます。 それでは、まず村山委員からお願いいたします。 村山委員 東工大の村山と申します。よろしくお願いいたします。 主に環境計画や環境政策に携わっておりますが、特にアスベスト のリスクに関する研究を大学院の頃から行っております。 よろしくお願いいたします。 ありがとうございます。 事務局 (中野主 | それでは、続きまして、永倉委員お願いいたします。 査) アスベストセンターの永倉と申します。よろしくお願いいたしま 永 倉 副 委 員長 す。 以前までの委員を務めさせていただいており、ちょっと体調不良 もありまして、そろそろ引退かと思ったのですが、保護者の方と委

	員会を繋ぐパイプ役として、少しでも役割があればと思い、今回も
	引き受けさせていただきました。
	どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	では、続きまして、名取委員お願いいたします。
査)	
名取委員	亀戸ひまわり診療所の名取と申します。呼吸器内科です。
	アスベスト関連疾患を長く診ております。
	あとは、自治体の飛散事故の委員会を4つ関わっておりまして、そ
	うした縁で、藤沢市にも関わらせていただいております。
	よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	それでは、続きまして、鈴木委員お願いいたします。
査)	
鈴木委員	藤沢市医師会所属で、クローバーホスピタルの鈴木と申します。
	呼吸器内科が専門で、藤沢市医師会では公衆衛生と病診連携を担
	当しております。
	よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	続きまして、塩見委員お願いいたします。
查)	
塩見委員	北里大学の呼吸器外科の塩見と申します。呼吸器外科医です。
	この委員会では、主に検診部会で、レントゲンやCTを診て病気を
	見つけるという役割を担っております。
	よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	続きまして、清水委員お願いいたします。
查)	
清水委員	初めまして、神奈川県臨床心理士会から参加しております、清水で

	す。
	前任の清水委員と同じ名字で覚えやすいとは思いますが、お願い
	いたします。
	アスベスト関連の疾患の相談の経験はないですが、現在はスクー
	ルカウンセラーや企業内のカウンセラーの仕事をしております。
	被害者支援として、学校での事件・事故にあたるところでの支援
	や、いじめ問題の第三者委員を他の自治体でやっております。そう
	した経験を生かして、微力ながら協力させていただきます。
	よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	それでは、続きまして、久保委員お願いいたします。
査)	
久保委員	神奈川県弁護士会の弁護士の久保です。よろしくお願いいたしま
	す。
	個人的にアスベストの裁判に関わっておりまして、そうした関係
	から、弁護士会から推薦があったものです。
	この委員会の立ち上げの頃から携わっておりまして、報告書を作
	り、現在の補償のための準備にも関わっております。
	市の職員と話をしながら、より円滑な制度の実施を目指して、尽力
	してまいりたいと考えております。
	よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	続いて、津村委員お願いいたします。
查)	
津村委員	初めまして、津村と申します。
	東京弁護士会に所属しておりまして、牛島弁護士の後任として参
	加させていただいております。
	東京弁護士会では、公害・環境委員会というところで、アスベスト
	について、牛島弁護士等と一緒に色々と研究したり、活動をしてお

	ります。
	今回初めての参加ですので、不慣れなところもあるかと思います
	が、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	続きまして、赤堀委員お願いいたします。
查)	
赤堀委員	浜見保育園で子どもが過ごした関係で、保育園の関係者というこ
	とで、委員会の最初から参加させていただいております。
	本当にみなさまには感謝しかないのですけれども、あと少しよろ
	しくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	先ほど申し上げましたが、浜見保育園の関係者ということで、もう
査)	一方、保護者代表として湊真紀子委員にご参画いただいておりま
	すが、本日はご欠席かと思われます。
	引き続きまして、調査・認定部会の部会員でございます、菅野先生
	からお願いいたします。
菅 野 部 会	弁護士の菅野でございます。
員	私も津村委員と同じく、東京弁護士会で公害・環境委員会の委員を
	しております。
	私は久保委員とは別の弁護団ですが、アスベストに関する訴訟や
	他の自治体のアスベスト関連する委員会の委員も担っておりま
	す。
	調査・認定部会で、具体的な聞き取り等が必要になりますので、そ
	の部分をできる限り対応していきたいと思っております。
	よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございます。
(中野主	続きまして、同じく調査・認定部会員でございます、尾形部会員お
査)	願いいたします。
尾形部会	アスベストセンターの尾形と申します。

員

NPO団体の職員として、全国のアスベスト被害を受けた方々の ご相談に対応しております。

保護者のみなさまや元園児のみなさまの不安な気持ちに寄り添い ながら、きちんとした調査に協力してまいりたいと考えておりま すので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

(中野主)

引き続きまして、事務局と担当課である保育課の職員も、挨拶をさせていただきます。

三ツ橋子 ども青少 年部長

子ども青少年部長の三ツ橋と申します。 4月の人事異動で防災安全部から異動し、子ども青少年部長を拝命しております。よろしくお願いいたします。

委員のみなさまにおかれましては、これまで浜見保育園アスベスト健康被害対策に関し、ご協力・ご尽力くださいまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、2月に開催された前回の委員会後に、調査・認定部会のみなさまと協議を進めてまいりました、補償・給付に関するパンフレット及び補償・給付に関する要領の最終案をご報告させていただきます。部会員のみなさまにおかれましては、重ねて感謝申し上げます。

本市といたしましても、本年10月に要領の施行を行うとともに、 相談体制を整え、対象の方に分かりやすく、ご安心いただける制度 運用を図ってまいりたいと考えております。

本日は着実な準備を進めるにあたりまして、委員のみなさま方の 忌憚のないご意見をいただければと考えております。

現在、本市でも新型コロナウイルスの感染者がかなり増えてきて おります。委員のみなさま方におかれましても、引き続き感染対策 等にご留意くださいますよう、重ねてお願いいたします。

古郡子ど

みなさま、こんばんは。

も青少年

保育課長の古郡と申します。2年目になります。

F	
部参事	どうぞよろしくお願いいたします。
岩井保育	保育課の岩井と申します。
課主幹	よろしくお願いいたします。
住吉保育	同じく、保育課で課長補佐を務めております、住吉と申します。
課課長補	よろしくお願いいたします。
佐	
福岡保育	保育課で保健師を務めております、福岡と申します。
課上級主	よろしくお願いいたします。
查	
中田保育	保育課の中田と申します。
課職員	昨年度に引き続きよろしくお願いいたします。
事務局	みなさま、こんばんは。
(林総務	事務局を務めます、総務部長の林と申します。
部長)	引き続きよろしくお願いいたします。
事務局	同じく事務局を務めます、行政総務課の山本と申します。
(山本行	4月に異動してまいりました。
政総務課	よろしくお願いいたします。
主幹)	
事務局	こんばんは。
(増田行	同じく行政総務課の増田と申します。
政総務課	どうぞよろしくお願いいたします。
課長補佐)	
事務局	先ほどもご挨拶させていただきましたが、事務局を務めます、行政
(中野行	総務課の中野でございます。
政総務課	改めまして、よろしくお願いいたします。
主査)	それでは、先ほどもご説明させていただきましたが、本日は改選後
	初めての会議となりますので、委員長と副委員長を選出する必要
	がございます。
	本来であれば、委員のみなさまの互選でお願いするところなので

すが、ウェブ会議ということで難しい面がございますので、大変恐縮ではございますが、事務局からの提案というかたちで進めさせていただければと存じます。

今年の10月の制定に向けた佳境に入っている点やこれまでの経過なども踏まえさせていただきまして、引き続き、委員長は村山委員に、副委員長は永倉委員にお願いしたいと考えておりますが、みなさまよろしいでしょうか。

(異議等なし)

ありがとうございます。

それでは、4期目となり、大変申し訳ございませんが、村山委員長・永倉副委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

議題に入るにあたりまして、この後の進行を村山委員長にお願い したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長

よろしくお願いいたします。

今日は次第にありますとおり、主に3点議題として挙がっております。

ウェブ会議ということで、やりにくい面もありますが、やり方によっては活発な議論ができるかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

発言される際には、Zoomの様々な機能もありますが、私が指名した後にご発言いただければと思います。

では、次第に従って進めさせていただきます。

まず最初は、「浜見保育園園児アスベスト関連疾患検診の結果等について」ということで、保育課からご説明をお願いします。

中田保育

では、資料1について説明いたします。

課職員

こちらは平成30年度から令和3年度までの検診の結果を記載したものになります。

今年度については、胸部エックス線検診の案内を322名に送付いたしました。昨年度から送付数が24名分増えておりますが、こ

れは入園から20年経過した方として、平成13年度の在園児が 新たに24名加わったというものです。

読影会の実施日としては10月を予定しておりまして、現時点で 申請を頂戴しているのが50名となっておりますので、読影実施 人数が50名(予定)となっております。

下表では、胸部CT読影結果、つまり精密検査の結果について記載 しております。令和3年度の読影実施人数としては、今日時点で1 名となっておりまして、これは昨年度から継続で要観察となって いる方のうち1名でございます。

もう1名の方につきましては、11月に精密検査を実施予定となっております。

なお、※でお示ししているとおり、要観察という結果の方については、現時点で疾患は認められていないものの、念のため経過観察をしているという方になります。

検診の結果については以上です。

続きまして、園児の把握状況と見舞金支給状況について、このまま ご説明いたします。

資料2をご覧ください。

こちらは、浜見保育園に在園していた園児の把握状況と見舞金の 支給状況について、まとめた表になります。

こちらも今年の2月に提出した資料をアップデートしたものになります。

表の見方ですが、一番左の列には「区分」としてAからGまでを記載しております。それぞれに該当する期間としては、一つ右の列に記載のとおりでございまして、例えば期間Aについては、昭和47年4月から昭和59年10月まででございまして、アスベストを含む吹付け材が露出していた期間となります。

そのもう一つ右側が対象となる園児数となっておりまして、期間 Aと期間Bを合わせまして、480名となっております。こちらに 記載している※につきましては、当時の園児名簿がないため、あくまでも概算の人数であると記載しております。

その更に右側が台帳登録人数で320名。台帳では、対象者の氏名・生年月日・住所などを管理しております。

その右側がアスベストニュースレターなどを送付した際に、戻ってきてしまった方、返戻となってしまった方の数を記載しております。更に右側には、今年度返戻となってしまった方の数を記載しております。

もう一つ右側では、現時点で通知が可能、連絡が取れる方の数として、182名と記載しております。

次には、対象園児に対する把握率として、38%と記載しております。

その右側二つについては、見舞金に関する欄になりまして、申請者 数及び申請率を記載しております。

表中の期間Cと期間F及び期間Gにつきましては、囲い込みやアスペスト除去が行われた期間であり、リスクが低く、見舞金等の対象としてないことから、あえて人数を記載しておりません。

最後の表の一番下の行は合計となりまして、園児数は概算ですが830人。そのうち、台帳に登録されている方が670人。返戻者が合計200人。そのうち、今年度返戻となった方が16人。通知が可能な方は、現時点で470人。把握率は57%。見舞金の支給者数は381名で、申請率が46%となっております。

資料下段の表については、見舞金の対象区分毎の人数を記載して おります。

説明は以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございました。検診の結果と把握状況ということです。検診については今年で4年目ということです。

それから把握状況、見舞金の支給状況については、前回も同じような形でご報告をいただきましたが、今回の進捗状況を含めて数字

が少し変わってきている。ありがとうございます。では、今ご報告いただいた点についてご質問、ご意見等はありますでしょうか。はい、久保委員どうぞ。 久保委員 把提状況の資料の方なのですが、期間Dと期間E①の園児数と②の台帳登録人数が通しで277人と73人と書かれているが、これは要するに正確な人数や名前を全て分かっているということでいいでしょうか。 中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。 久保委員 期間Eは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。中田保育 期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方課職員 が73人になります。期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方課職員 だ73人になります。期間Eについては、北較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。		
でしょうか。はい、久保委員どうぞ。 担提状況の資料の方なのですが、期間Dと期間E①の園児数と②の台帳登録人数が通しで277人と73人と書かれているが、これは要するに正確な人数や名前を全て分かっているということでいいでしょうか。 中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。		が少し変わってきている。ありがとうございます。
 人保委員 把握状況の資料の方なのですが、期間Dと期間E①の園児数と②の台帳登録人数が通しで277人と73人と書かれているが、これは要するに正確な人数や名前を全て分かっているということでいいでしょうか。 中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。 外保委員 期間Eは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。でいています。 女保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。 		では、今ご報告いただいた点についてご質問、ご意見等はあります
の台帳登録人数が通しで277人と73人と書かれているが、これは要するに正確な人数や名前を全て分かっているということでいいでしょうか。 中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。		でしょうか。はい、久保委員どうぞ。
れは要するに正確な人数や名前を全て分かっているということでいいでしょうか。 中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいでいます。	久保委員	把握状況の資料の方なのですが、期間Dと期間E①の園児数と②
中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。		の台帳登録人数が通しで277人と73人と書かれているが、こ
中田保育 台帳登録の部分でよろしいでしょうか。 課職員 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由 としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒 園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の 名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数 と台帳登録人数が同じ数で記載している。 しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返展の部分に人数を記載させていただいています。 外保委員 期間Eは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。 中田保育 期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方課職員 が73人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間 Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを 把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。		れは要するに正確な人数や名前を全て分かっているということで
課職員 期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。		いいでしょうか。
としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。	中田保育	台帳登録の部分でよろしいでしょうか。
園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。 久保委員 期間をは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。中田保育 期間をについては、そのとおりになります。期間をに入園された方課職員 が73人になります。 期間をについては、そのとおりになります。 期間をに入園された方課職員 たこついても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間のと期間をについては、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。	課職員	期間Dと期間Eの園児数と台帳登録人数が同じになっている理由
名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数と台帳登録人数が同じ数で記載している。しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。 久保委員 期間 E は、この2年間なので73人で全員ということなのですね。中田保育期間 E については、そのとおりになります。期間 E に入園された方課職員が73人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間 E についても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間 E については、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉ですが、よろしいでしょうか。 少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。		としては、この2つの期間については、本市において、もともと卒
と台帳登録人数が同じ数で記載している。 しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。		園の名簿の方にデータとして入っておりましたので、その当時の
しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れなくなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。 久保委員 期間 E は、この 2 年間なので 7 3 人で全員ということなのですね。 中田 保育 期間 E については、そのとおりになります。期間 E に入園された方 が 7 3 人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間 D と期間 E についても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間 D と期間 E については、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永 倉 副 委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。		名前、在園時の住所、年齢についてすべて分かっているため園児数
くなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていただいています。		と台帳登録人数が同じ数で記載している。
 大いています。 久保委員 期間Eは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。 中田保育 期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方課職員 が73人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間 Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。 		しかし、卒園されてから例えば、引っ越しされた方や連絡が取れな
 久保委員 期間Eは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。 中田保育 期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方が73人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。 		くなった方については、右の返戻の部分に人数を記載させていた
中田保育 期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方 部職員 が73人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間 Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていた だき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを 把握されているということですね。その点は確認をさせていただ きたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という 記載がありましたが。		だいています。
課職員 が73人になります。 委員長 久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間 Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていた だき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間 Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを 把握されているということですね。その点は確認をさせていただ きたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永 倉 副 委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という 記載がありましたが。	久保委員	期間Eは、この2年間なので73人で全員ということなのですね。
委員長	中田保育	期間Eについては、そのとおりになります。期間Eに入園された方
Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていただき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。	課職員	が73人になります。
だき記載いただいた方が、誤解がないと思います。 期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを 把握されているということですね。その点は確認をさせていただ きたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永 倉 副 委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま 員長 すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という 記載がありましたが。	委員長	久保委員の最初のご質問に答えるという意味では、期間Dと期間
期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを 把握されているということですね。その点は確認をさせていただ きたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永 倉 副 委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま 員長 すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という 記載がありましたが。		Eについても園児数と台帳登録数の各人数をそれぞれ分けていた
 把握されているということですね。その点は確認をさせていただきたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永倉副委 永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。 		だき記載いただいた方が、誤解がないと思います。
きたいと思います。では、よろしいでしょうか。 永 倉 副 委永 倉 ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけますか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という記載がありましたが。		期間Dと期間Eについては、比較的新しいので、基本的には全てを
永 倉 副 委永 倉 副 委 永 倉 ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま 員長 すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という 記載がありましたが。		把握されているということですね。その点は確認をさせていただ
員長 すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という 記載がありましたが。		きたいと思います。では、よろしいでしょうか。
記載がありましたが。	永倉副委	永倉ですが、よろしいでしょうか。少しデータを送っていただけま
	員長	すか。気になったところがありました。先ほど、平成33年という
事務局 すいません、そのとおりです。おそらく今使用しているパソコンの		記載がありましたが。
	事務局	すいません、そのとおりです。おそらく今使用しているパソコンの

(th mz +	ぶ ご いぶナノ まニッキナルノットも サガンキーナーキ 中
(中野主	バージョンが古く、表示できませんでした。失礼いたしました。申 ,, k k , - , - , -
査)	し訳ありませんでした。
委員長	他にはよろしいでしょうか。
	把握率が57%ということですが、今後推移する予測はあります
	でしょうか。
中田保育	年に数回は、市民センターにあるパンフレットやきょうだいを通
課職員	じて問い合わせはある。しかし、卒園名簿の送付などについては
	ありません。
委員長	分かりました。見舞金の申請者も前回と比べると30名ほど増え
	ていますので、少しではありますが、進捗があるような状況であり
	ます。できればどのように変化があるかという数値もあればと思
	います。今後、検討いただければと思います。では、ほかの点よろ
	しいでしょうか。ないようであれば、最初の議題を終了させていた
	だきます。
	では2つ目の議題になります。
	藤沢市立浜見保育園アスベスト飛散事案に関する石綿関連疾患の
	認定に関するパンフレット(案)についてということです。
	この間、調査・認定部会を中心にして議論を進めてきました。
	こちらについて、保育課の方からご報告をお願いいたします。
中田保育	資料3藤沢市立浜見保育園アスベスト飛散事案に関する石綿関連
課職員	疾患の認定に関するパンフレットを、新たに作成いたしました。説
	明をさせていただきます。このパンフレットは、アスベスト健康被
	害対策における補償給付制度の概要やアスベスト関連疾患に係る
	認定など皆様に見ていただくために作成しました。保育課及び各
	市民センター・公民館で配架する予定です。ページごとに何が書か
	れているか簡単に説明をさせていただきます。
	まず1ページ目に「はじめに」ということで浜見保育園のアスベス
	ト事案についてこれまでの経過を記載しているものになります。
	次に2ページ目は目次になっております。次に、3ページ目が浜見

保育園における補償給付制度の概要を記載しております。補償給付制度の概要については、後ほど説明させていただきます。4ページ目には、対象となる疾患と対象となる期間を掲載しております。対象となる期間・疾患については、現時点でIARCが認めた疾患を含めて合計7つの疾患になっておりますが、今後新たに認められた疾患についても適宜追加していく予定となっております。

次に5、6ページについては、委員会に過去に何度も提出させていただいている内容にはなるのですが、補償、給付の対象として認定され支給が行われるまでの流れを記載しております。

次に、7ページ以降の部分についてです。

こちらは、各アスベスト関連疾患の認定における考え方や基準について記載しております。これらの項目については、調査・認定部会における専門的な見地に基づき作成をさせていただきました。まず、7、8ページについては、アスベスト関連疾患の代表的な中皮腫について記載をしております。7ページには、中皮腫の認定の考え方、8ページには、申請から補償、給付対象になるかまでのフロー図を記載しております。

中皮腫については、環境再生保全機構から認定を受けたことをもって病理診断がされたものとし、浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとに判定を行っていきます。

次に9、10ページです。こちらでは、原発性肺がんについて記載をしております。先ほどと同様に9ページには認定の考え方、10ページにはフロー図になります。原発性肺がんにつきましてはアスベストに詳しい病理医の先生が肺がんの病理診断が正しいことを承認した場合を前提とし、浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとに判定を行っていきます。

次に11ページです。こちらは、まだ日本では、認められているものではありませんが、国際がん研究機関(IARC)がアスベストとの関連性を認めた疾患である喉頭がんと卵巣がんについて記載

をしてあります。喉頭がんと卵巣がんにつきましては、原発性肺がんと同様に病理医の先生が喉頭がん及び卵巣がんの病理診断が正しいことを承認した場合を前提として浜見保育園でのばく露時期とばく露期間をもとに判断を行っていきます。

最後に12ページです。良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚、後腹膜線維症について記載をしております。びまん性胸膜肥厚については、記載のとおりですが、おおむね3年以上のばく露期間があり呼吸機能障害があること一定以上の肥厚の広がりがあることを要件として判定をおこなっています。良性石綿胸水、後腹膜線維症については診断が非常に困難であることから調査・認定部会で協議したうえで、判定を行っていくことになります。

以上がパンフレットの簡単な記載内容の説明になります。資料3についての説明は、以上になります。

委員長

ありがとうございました。こういった形でパンフレットを作るということで、関係者の方々に配布し、目に触れる機会を作っていくということです。この間、部会の方で議論に関わっていただいた、名取委員、久保委員から何か補足は、ありますでしょうか。特によろしいでしょうか。

今日、初めてご覧になる方も多いと思うのですが、これまで浜見保育園の事例に関する、補償、給付制度を具体的にどう進めるかということでこのパンフレットを作成しました。次の議題にある要領が具体的に策定されるということになります。どういった給付なり補償をしていくのかということについてパンフレットで示すということです。基本的には、病気の種類によって違うのですが、例えば、8ページにある中皮腫の流れ図は、アスベスト特有の疾患、病気に対する申請から補償或いは、給付に対する流れ図になっております。まず、中皮腫という病気でないと議論が始まらないというところで、最初のところで、中皮腫かどうかということが確認されるわけです。申請があっても場合によっては、調べてみると中皮

腫ではないという可能性もあるので、その点については、きちんとこの段階で調べるということです。その後、一つは補償の対象になるかどうかということですが、これについては、明確に浜見保育園のアスベストばく露によって中皮腫が発生したと。これが確認されれば、補償の対象になるということになります。

ここのフロー図では、浜見保育園でのばく露に起因しているかどうか、起因しているということが明確に分かれば、はいということになり補償の対象になる。ただし、明確に起因しているということを証明するのはなかなか難しい一面もありますので、そこが確認なれれば補償の対象になりますが、ならない場合には右に行き、いいえということになります。いいえの場合は、他のばく露原因についても検討をして、その後、下の方に行きますが、浜見保育園でのばく露が関与しているかどうか。こちらも関係性を調べるわけでありますが、こちらの場合は、浜見保育園のばく露が明確に関係していないということが言えない限りは「いいえ」ということになり給付対象になる。関係していないということを明確に否定することもこちらについても逆に難しいことです。

明確に否定できないのであれば、給付の対象にもならないと、少しでもばく露の対象になれば給付の対象になるとこのフロー図ができたということです。同様の考え方で原発性肺がんについても作成されていますが、肺がんの場合は他の原因も色々と考えられますので、その点も含めてフロー図を先ほどのとは違う形にしているということです。そのほか、喉頭がん、卵巣がんについてはまだ国や自治体の制度では扱われていないので、その辺については、部会で名取先生を中心になって、部会でまとめている。そのほか、

(4) についてもまとめたということになります。

何かこちらのパンフレットの案についてご質問ご意見等あります でしょうか。赤堀委員どうぞ。

赤堀委員

こうしたパンフレットを望んでいたので嬉しかった。

	専門家の皆さんが見れば分かるのだと思いますが、パンフレット
	の「5 各疾患の認定の考え方」中、各疾患の5.総合的判断に「以
	上の4観点から調査・認定部会が総合的観点で判断し、市への答申
	を行います」とありますが、こちらの箇所が分かりにくいと思いま
	す。
中田保育	原則としては、答申いただいた内容を調査・認定部会員が判断し、
課職員	認定をします。
赤堀委員	原則としては、ということは、違う場合もあるのですか。
岩井保育	保育課の岩井です。ご質問ありがとうございます。手続きとして
課主幹	は、まず部会の方で考え、調査をしていただき方向性を答申として
	出していただく、こちらが部会の役割になります。市の役割として
	は、その答申を受けて決定という判断をしていくのですが、基本的
	には、部会の考え方に従っていくことになりますので、そのように
	ご理解いただければと思います。
赤堀委員	もしそうなのであれば、配架される前にそうした内容の記載が欲
	しいです。
岩井保育	承知いたしました。この後の流れということで、これから考えたい
課主幹	と思いますのでよろしくお願いいたします。
赤堀委員	お願いいたします。
委員長	今の点は、全ての疾患に係る点ですね。ご検討よろしくお願いいた
	します。では、よろしいでしょうか。他の点いかがでしょうか。
	では、次の議題に移らせていただきます。もしパンフレットにつ
	いてご意見ありましたら、次の議題後にお願いいたします。で
	は、3番目ですが、「藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被
	害対策補償・給付要領(案)について」こちらについても保育課
	の方から報告をお願いいたします。
中田保育	続きまして、資料4藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害
課職員	対策補償・給付要領の全体版になっております。こちらは、補償及
	び給付について記載しております。今回、最終案として、委員会に

提出させていただきました。一条ずつの説明は、省略させていただきます。資料5には、補償、給付要領の概要版というかたちでありますので、こちらを使用して説明させていただきます。

まず、補償、給付制度とは、というところで、対象となる期間に在園していた園児がアスベスト関連疾患を発症した場合に、申出により、浜見保育園のアスベストによる起因性を調査し、その結果に応じて治療にかかる費用などの補償や給付金を支給する制度となっております。次に、補償、給付制度の対象者についてですが、大きく分けて4つの期間に分けることになります。

一つ目が天井に吹き付けアスベストが露出していた、昭和47年から昭和59年10月末まで。二つ目は、改修工事が行われていた昭和59年11月から昭和60年2月末まで。三つ目は、天井が雨漏りをしていた平成11年4月から平成16年3月末まで。ただし、この期間は、在園期間が1年以下の場合は対象外となります。四つ目が、平成16年4月から平成18年2月末日までとなっております。次に、補償、給付の認定になります。対象となる園児から申請があった場合、市が調査・認定部会に諮問し、調査・認定部会が判定結果を市に報告する。先ほどの答申になります。その後、市から対象者に対し認定を行う。起因性が認められる場合は、補償制度の対象として、認定され、下記に記載されている治療費、休業・生活補償、葬祭費、弔意金、遺族補償を受けることができます。「起因性は認められないが、可能性は否定できず、他の発症原因に

起因すると考えられない」と判定された場合給付制度の対象となり、100万円の一時金を支給します。

次に先ほど説明した補償制度で受けられる費用になります。まず 一つ目の治療費は、認定されたアスベスト関連疾患に係る治療等 にかかった費用を支給します。治療費の申請は2年前まで遡るこ とができます。自由診療については、治療費の対象外になります。 なお、環境再生保全機構で救済給付制度を受けている場合、国から 医療費が払われますので調整を行います。

二つ目のアスベスト関連疾患が原因で、労働することができない、 又は日常生活に著しく制限を受ける程度の心身の状態の日数分支 給をするものです。計算方法は、給付基礎日額×日数分になりま す。給付基礎日額は、厚生労働省が毎年報告している、賃金構造基 本統計調査に基づき、年齢別の平均賃金に12を乗じて365で 除して得た金額の80%で計算します。なお、満70歳以上の場合 は平均賃金の1/2で計算します。次に三つ目の葬祭費についてで すが、補償対象に認定された方が、認定されたアスベスト関連疾患 を原因として死亡した場合に支給するものになります。計算方法 は、2つあります。給付基礎日額の30日分+315,000円。 給付基礎日額の60日分。のうち、金額が高いほうになります。こ ちらも環境再生保全機構で救済給付制度を受けている場合、国か ら葬祭費が払われるので、支給額の調整を行います。四つ目の慶弔 金は、補償対象に認定された方が、死亡した際、その死亡原因にか かわらず支給するものです。金額は300万円の一時金です。五つ 目の遺族補償は、償対象に認定された方が、認定されたアスベスト 関連疾患を原因として死亡した場合に支給するものです。計算方 法は、給付基礎日額の1,000日分の一時金です。

次に、給付制度については、給付対象として認定されると、給付金として100万円の一時金を支給します。

最後に、権利の継承については、補償又は給付の認定を受けた対象者が、治療費や休業・生活補償、給付金の権利を有したまま死亡した場合、遺族等が権利を継承することができます。以上が補償、給付要領の概要になります。裏面のシートをご覧ください。補償給付制度の内容を表にしたものになります。こちらについては、2月の対策委員会で提出させていただいたものになりますが、今回、補償給付制度を説明するにあたって、わかりやすいかと思いつけさせていただきました。こちらの記載されている内容については、2月

	以降特に変更等は、ありません。
	補償給付の概要等については、以上になります。
委員長	ありがとうございました。今、ご説明いただいたのが、要領の概要
	ということで、資料の4が要領の本編ということになります。全部
	で29条まであります。要領を要約していただいたのが、資料5に
	なります。これについて、今年度、部会の方で検討し、進めていく
	ということです。部会員の中で、どなたか補足等ありますでしょう
	か。よろしいでしょうか。それでは、委員の方々でご質問、ご意見
	等ありますでしょうか。清水委員どうぞ。
清水委員	初めての出席で恐れいります。こちらの補償と給付の制度を確立
	するには、多大なるお時間と検討があったと思います。その内容に
	ついてでは、ありませんが、先ほどのパンフレットについて、質問
	があります。センター、公民館に配架されるということですが、パ
	ンフレットの目的はどこにあるのか。また、手にされるか方の対象
	を教えていただきたい。
	もう一点は、該当者の方に考慮し、例えば海外の方が手にした際に
	文字の読み方等、考慮いただく必要があると思います。
委員長	まずは、パンフレットの目的について、保育課の方から何か、ご発
	言ありますか。
中田保育	パンフレットの作成目的については、まず、配架することによっ
課職員	て、今、把握出来ていない方に手に取っていただけるようにするた
	め、そして、対象者の方がパンフレットを見て、より理解していた
	だけるようにするために作成しました。
清水委員	ありがとうございます。先ほど、赤堀委員からも説明があったよう
	に、こうしたものがあると助かる方もいらっしゃると思います。
	また、対象者の方ということになれば、様々な工夫が必要になって
	くると考えます。手に取った際に連絡ください等のメッセージが
	あってもいいのではないかと思いました。
岩井保育	少し補足をさせていただきます。前回の委員会にはなりますが、そ

課主幹

の際、広く多くの方に見ていただきたいというところで、簡単な1枚もののチラシを別途、作成しております。こちらについては、大事な点をコンパクトにまとめています。手に取っていただきやすいよう、センター、公民館に配架し、ホームページにも掲載してあります。こちらをまず手に取っていただきたい。その中で、浜見保育園の対象者の方の数は、多いため、市の制度として、どのようなものがあるのかということ、実際、それぞれの病気になった際にどうやって判定がされていくのか、認定がされていくのかという不安を解消していきたいという趣旨で作っております。なかなか、ご理解いただくことが難しい内容になっているため、こうした形で手にしていただき、ご相談をいただきたいと考えております。場合によっては、今後ご意見をいただき修正していきたいとも考えております。そういった趣旨で部会員のお力を借りて作ったも

清水委員

丁寧にお答えいただきありがとうございました。お時間ありがとうございました。

のになります。よろしくお願いいたします。

名取委員

パンフレットを作った目的について少し、保育課の補足をさせてください。まず、保育課が把握されている方には、全員に郵送して現段階の制度を知っていただくために作成した。これが認められるためには、このパンフレットをご覧いただく、医療関係者の方がいるわけです。その方々は、労災保険制度という制度、それから環境再生保全機構というものがされている制度、この2つについては、こういう目的で診断書を書けばいいと理解されていることが多い。しかし、浜見保育園の制度については、わからないので今後、ホームページに概要を載せたうえで、診断書としては、こうした記載でご記載くださいといった藤沢版の診断書のもととなるもの実例を作ろうとしている。これが、これから残っている作業になる。それが分かるように、本人または、家族、医療関係者さんに伝わるようにするのが一番の目的だったように思います。さらに、そ

	れを置くことによって生じる波及効果について、これだけでなく、
	チラシなどの活用があると理解しております。以上になります。
永倉副委	今のパンフレットについてですが、公共の場に置くということで
員長	よろしいですか。ということは、浜見保育園とは関係なく一般に手
	に取った人が自分の学校、保育園などではどうであったのかご心
	配のご相談があると思うが、それについては、保育課が対応すると
	いうことになりますか。そうしたご質問に対する対応は考えてい
	ますでしょうか。
事務局(中	事務局になります。もし、そうした別の新たな事案が出てきた場合
野主査)	は、市として実施した過去の吹き付けアスベストの調査に照らし
	合わせながら、今回の浜見保育園のような事案があったかどうか
	精査したうえで、必要に応じてこのような委員会での対応をして
	いきたい。
	例えば、それが学校等になれば、主担当は、教育委員会になります
	し、別の保育園になれば、保育課になりますのでそれは、適宜、施
	設等、事案によって対応していくということになります。
永倉副委	わかりました。そんなにケースとしては、ないと思いますが、有り
員長	うると思い伺いました。ありがとうございます。
久保委員	それぞれ事案によって、担当する課は、違うと思いますが、アスベ
	ストに関して何か市に相談しようと思った時に窓口になってくれ
	るところは、あるのでしょうか。話を聞いて、担当に回していただ
	くのは、結構ですが。そうした窓口については、考えていますでし
	ようか。
事務局	既に、疾患については、保健所の保健予防課、また労働等の関係、
(中野主	相談については、労働部門の担当と役割分担をしていますが、いわ
査)	ゆる公共施設等で新たな事案があった場合は、委員会の事務局を
	務めております行政総務課が関わっていきます。情報を入手する
	課については、対象の方がどちらに行くかによって分かれてしま
	うが、内容に応じて対応していくということになります。過去の事

	案等を管理しているのは、公共建築課と行政総務課になります。
永倉副委	過去にも自治体等で横の連携が取れておらずに、担当によって対
員長	応が異なってしまうということを聞いたことがあるため。どこが
	窓口になるのかということを一本化しておいた方が混乱を招かな
	いと思う。
事務局	過去の調査結果については、市のホームページにも掲載しており
(中野主	ますが、平成18年~20年の話になります。市の中でアスベスト
査)	問題対策会議など各部長が集まる会議等ございますので、そうし
	たところでも、注意喚起をしながら風化させないようにしていき
	たいと考えております。
委員長	今、中野さんがおっしゃったとおり、藤沢市のホームページ上に過
	去の事案が整理されています。この委員会もそのなかの一つとし
	て位置づけになっています。他のアスベスト問題も当然あります
	ので、そうした時については、行政総務課で対応するということに
	なっております。若干、このページに入るのが分かりにくいです
	が、用意はされています。よろしいでしょうか。
	パンフレットについては、先ほど清水委員からあったユニバーサ
	ル対応の配慮が必要であると思いました。こちらは、内容が固まっ
	てからの対応になるかと思います。ありがとうございました。
	では、次第の2、3は以上になります。
	続いて、その他になります。委員、保育課、事務局から何かありま
	すでしょうか。
事務局	事前に皆様に日程調整をしておりますが、次回については、10月
(中野主	1日の午後6時30分からということになります。また。開催通
査)	知、ZOOMのURL等は別途、送付いたしますのでよろしくお願
	いいたします。次回については、今日いただいたご意見等を踏まえ
	て制度の徹底をして参りたいと思います。そして次回の委員会で
	ご承認いただくという流れになりますので、何かお気づきの点等
	ありましたら事務局までご連絡ください。以上になります。

委員長	ありがとうございました。要領については、かなり細かいところが
	ありますので何かお気づきの点があれば、事務局を通じてご連絡
	ください。
	それでは、以上になります。ありがとうございました。